

# IV 広報・啓発活動

子どもの権利侵害からの救済にかかる実効性を確保するためには、まず、子どもや保護者、そして子どもが育ち学ぶ施設の職員など、多くの方々に子どもアシストセンターの存在を広く知ってもらうことが重要です。

認知度が高まることにより、子どもアシストセンターにSOSを伝えることができる子どもが増えると考えられることから、実際の相談・救済活動とともに、広報・啓発活動はとても重要であると考えており、さまざまな方法により、子どもアシストセンターの普及・啓発に努めています。

## 1 広報・啓発活動

### (1) 子どもアシストセンターの広報物

**子ども向けチラシ**  
**【配布時期】** 5月～6月  
**【対象】** ← 小学生  
 中学・高校生 →

**相談カード(名刺大)**  
**【配布時期】** 5月～6月  
**【対象】** 上 小学生  
 下 中学・高校生

**あなたの心配なこと、話してみませんか?**  
 メール assist@city.sapporo.jp  
 LINE 0120-66-3783  
 札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

**ステッカー**  
 市内の小中学校、高校、特別支援学校、児童会館等に配布

**あなたの心配なこと話してみませんか?**  
 メール assist@city.sapporo.jp  
 LINE 0120-66-3783  
 札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

**大人用相談カード(名刺大)**  
**【配布時期】** 随時  
**【対象】** 主に大人  
 ※コンビニ、ドラッグストアの市内店舗、まちづくりセンター等の公共施設に配架

**子どものこと相談してみませんか?**  
 メール assist@city.sapporo.jp  
 LINE 0120-66-3783  
 札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

**あしすと通信 vol.20**

**保護者向け広報紙**  
**【配布時期】** 不定期(年1～2回)  
**【対象】** 全小中学生の保護者  
 高校、公共施設等  
 ※令和3年度はHPで公開

**子どものこと一緒に考えましょう!!**

**保護者向けチラシ**  
**【配布時期】** 随時  
**【対象】** 主に大人  
 ※あしすと出前講座の出席者等に配布

## (2) 新たに行った広報活動

保護者を含めた大人の認知度を高めるため、トイレ等、普段目にする場所に貼付するためのステッカーを作成し、市内の区民センター、保健センター、ちあふる、図書館、地下鉄駅、幼稚園、保育園等に配布しました（令和4年2月）。



## (3) 出前講座等

### あしすと出前講座 (1回実施)

#### テーマ

- ・子どもの権利を守るってどんなこと？
- ・子どものSOS～  
子どもの声が聞こえますか？
- ・相談から見える子どもたち

家庭教育学級、青少年関係団体など子どもに関わるさまざまな団体やグループなどを対象に、救済委員や相談員が講師となり、子どもの悩みや課題について共に考え話し合います（費用は無料）。

### あしすと子ども出前講座 (0回実施)

子どもにとって親しみやすく安心して相談できる機関であることを直接PRするため、市内の児童会館を利用する子どもを対象に、ペープサート（紙の人形劇）等を使った出前講座を行っています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでした。

## (4) ホームページ・マスメディア等



ホームページ

ホームページコラム

「こんにちは、アシストです」

(毎月更新)



映像CM

サッポロスマイル市政PRコーナー

(平成28年3月～継続中)

各区戸籍住民課窓口モニター (11月)

札幌市子ども未来局 twitter (随時)

## 2 制度・活動に関する問合せ・視察・情報交換

### (1) 他の地方公共団体等からの視察

令和3年度、他の地方公共団体等からの視察等はありませんでした。